

令和6年度チャレンジふくしま県民運動推進事業 業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、チャレンジふくしま県民運動推進協議会（以下「協議会」という。）が発注を予定している「令和6年度チャレンジふくしま県民運動推進事業」業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

福島県民（以下「県民」という。）はメタボ該当者の割合が全国ワースト4位、急性心筋梗塞死亡率は男性が全国ワースト7位、女性が全国ワースト9位など、健康指標が悪い状況が続いており、その改善が課題となっている。

協議会では「食」「運動」「社会参加」の3つのテーマを柱に、誰もが簡単に楽しみながら行える県民運動を展開しており、県民運動推進事業の実施により県民一人一人が心身ともに健康になり、「人も地域も笑顔で元気」なふくしまの実現に向けて意識醸成を図るものである。

3 事業概要

県民に興味を持ってもらい、実践に向けた機運醸成ができるよう、誰にでも分かりやすく、親しみやすい県民運動推進事業を実施する。

（1）「アートウォーキング」推進事業

福島県内で鑑賞できる芸術作品や、これらを展示している美術館・博物館などに加え、福島の自然や歴史、伝統芸能、郷土料理などの文化や、福島で暮らす人々の生活や日常の風景などを「ふくしまアート」と捉える。

その上で、これらの「ふくしまアート」を鑑賞、体験しながらウォーキングする「アートウォーキング」を県内へ広く周知し、県民の参加を呼びかけることで、楽しみながら取り組める運動の機会を提供し、県民の心身の健康を増進させる。

（2）県内大学と連携したヘルシーメニューPR事業

食物栄養学科がある県内4大学（郡山女子大学、福島学院大学、桜の聖母短期大学、会津大学短期大学部。以下「各大学」。）と連携し、県内企業で働く方を対象としたヘルシーメニュー開発補助やPRを行い、県民へ「食」を通じた健康づくりの意識醸成を図る。

4 委託業務内容

本委託業務における提案内容は以下のとおりとし、プロポーザル参加者にあっては、コスト及び県民への波及効果、協議会や福島県が実施する他事業等との連携、健康やスポーツ、芸術文化、地域づくり等に関わる各種団体等との連携に留意した上で、自由なアイデアを踏まえた提案を行うこと。

（1）共通事項

ア 受託者は、県民運動推進事業の企画、準備、運営から実績報告まで全ての業務を行うものとする。ただし、協議会事務局（以下、「事務局」という。）が特に指定した場

合を除く。

イ 業務の遂行に要する費用は、特に指定がある場合を除き、全て受託者が負担する。

ウ 委託事業の実施に伴う著作権は、全て協議会に帰属するものとする。

エ その他、疑義が生じた場合は、その都度事務局と協議する。

(2) 「アートウォーキング」推進事業

ア アートウォーキングのロゴ及びキャッチコピー作成

県民へ事業の趣旨が分かりやすく伝わるようなロゴ及びキャッチコピーを作成し、各種広報等で活用し、事業の趣旨とともに広く周知すること。

イ 周知イベントの開催

(ア) キックオフイベントの実施

協議会の会長（知事）や構成員が参加し、県民へアートウォーキングの趣旨や実施を呼びかけるイベントを開催（1回）すること。開催日は8月中旬～9月上旬とし、会場は事務局との協議により決定するものとする。

会場の例：県立美術館、諸橋近代美術館、県立博物館等

(イ) その他体験イベントの実施

県民が実際にアートウォーキングを体験できるイベント、ツアー等を、浜通り、中通り、会津の各エリアでそれぞれ1回以上、企画、運営すること。

ウ おすすめスポットキャンペーンの実施

県民からアートウォーキングにおすすめのスポットやコースを募集するキャンペーンを企画、実施すること。募集したおすすめスポットはチャレンジふくしま県民運動のポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）や下記エのプロモーション等で広くPRすること。

なお、キャンペーンの実施に当たっては、スポット等の応募を通してアートウォーキングの趣旨を広く県民に伝えることを意識し、単なる「映え」スポットの募集にならないよう留意すること。

また、スポット等の募集とPRに当たっては、当該スポット等をさらに多くの県民が訪れ、実際にアートウォーキングを体験してもらえるような工夫をすること。

エ プロモーションの実施

県民へ事業の趣旨や内容を広く周知するため、各種プロモーションを実施すること。

(ア) 美術館・博物館等の紹介冊子の作成

県内の美術館や博物館の情報を分かりやすくまとめた冊子を作成し、その冊子を活用して、県民がアートウォーキングで巡った記録をつけられる企画を提案すること。

(イ) その他プロモーションの実施

ポータルサイトへの掲載のほか、テレビ、新聞、雑誌、書籍、SNS等、様々な媒体から効果的なものを複数選定して実施するとともに、必要に応じて各種資材（パンフレット、チラシ、ポスター、動画等）を制作する等、効果的な手法を企画提案すること。

また、プロモーションにおいては上記のイベントやキャンペーンで写真、動画等の素材を収集、発信する等、イベント等に参加していない県民へも事業の趣旨が伝わるよう工夫すること。

(3) 各大学と連携したヘルシーメニューPR事業

ア 各大学の学生によるヘルシーメニューの開発を支援するとともに、当該メニューのPR先として連携、協力ができる県内企業を選定し、各大学とのマッチングや連絡調整、実際のPR等を実施すること。

各大学と連携等する企業については複数の候補を選定し、事務局との協議の上、各大学1社以上と連携等を行うものとする。

イ 各大学がヘルシーメニューを開発する際の材料の調達その費用、大学が作成するPR資材等、開発から周知に係る費用については、1大学当たり33万円(税込み)を上限として委託料に含めることとする。

ウ 開発したヘルシーメニューを活用し、「食」による健康づくりについて、イベント出展や新聞広告等で、広く周知すること。

4 実績報告及び成果品

(1) 実績報告

委託業務完了後、実績報告書等を作成し、令和7年3月31日(月)までに紙媒体2部及びデータにて提出すること。(データによる提出は、CDやメールでの提出など、事務局で確認できる形式とする。)

(2) 成果品

ア 実績報告書

イ 各種制作資材等(資材等を制作した場合のみ。数量は事務局の指示による。)

ウ その他事務局が必要と認めるもの

5 その他留意事項

(1) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、常に事務局と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。

(2) 本仕様書に記載のない事項については、事務局と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。